

# 『犯罪統計入門 第2版 —犯罪を科学する方法』における 「犯罪統計」、「妥当性」、「信頼性」概念について

松川 太一郎

## はじめに

犯罪学に立脚する著者達により執筆された『犯罪統計入門 第2版 —犯罪を科学する方法』（以下、「本書」と呼ぶ）では「犯罪統計」の概念と犯罪統計資料の情報内容を吟味するための基準概念である「妥当性」と「信頼性」が説明されている。それらの概念の意味は、大屋他編著（1984）に代表される従来の統計学の教科書で叙述されている統計の概念ならびに統計の真実性を検討するための概念である信頼性と正確性とは異なっていて、著者達の素養に基づく独自性がある。そのため、犯罪学の素養を欠く統計学徒が「本書」により犯罪統計研究の手掛かりを得ようとするときには、従来学んできた統計学上の概念をいったん脇に置いて、「本書」の諸概念をそれなりのものとして理解することが不可欠である。このような理論的状況を踏まえて、本稿は、「本書」における「犯罪統計」ならびに「妥当性」と「信頼性」という概念を、従来の統計学の教科書が説明する諸概念との対応付けを意識して整理することにする。

## 1. 「犯罪統計」の概念について

「本書」のなかで、従来の統計学の教科書にある概念と対照して独自の意味が認められる概念として、まず「犯罪統計」の概念を挙げることができる。そこで本節では、この概念の内容と、それに基づく「本書」の構成を整理しておこう。あらかじめまとめておくと、「本書」では「犯罪統計」について二つの意味が述べられているが、結局はそれぞれの意味における「犯罪統計」が統一視されており、その結果「犯罪統計」という一つの言葉が二つの意味を併せ持つ概念とされている。こうした「犯罪統計」の概念に基づき、「本書」は三部構成とされている。このような「犯罪統計」の概念の詳細を、「本書」からの引用によって確認していこう。

まず、「本書」の「はしがき」には、「犯罪統計」の意味が二つ述べられている。一つ目は「…犯罪を研究する上での基本データである犯罪統計…」<sup>1)</sup> という統計論的な意味であり、二つ目が「犯罪統計とは、社会で発生する犯罪を測定する方法（ものさし）…」<sup>2)</sup> という統計作成論的な意味である。そして、この「犯罪統計」という用語は、これら二つの意味を併せ持つ概念とされている。

---

<sup>1)</sup> 浜井（2013）p.ii。

<sup>2)</sup> 浜井前掲 p.iii。

それは次の文において端的に現れている。「いずれにしても、犯罪統計は、何らかのフィルターを通して犯罪をカウントしたものであり、警察統計のほかにもいろいろな犯罪の測り方がある。」<sup>3)</sup> (傍点は引用者による。) このような用語法における「犯罪統計」の概念は、従来の統計学の文献または教科書が統計論と統計作成論とを区別する理論構成であること<sup>4)</sup> と対照すると、独自性が認められる。それでは、「本書」はどのようにして「犯罪統計」を二つの意味を併せ持つ概念としているのだろうか。

前後するが、「犯罪を測定する方法」としての「犯罪統計」の内容からみていこう。これについて、「はしがき」からの上記の引用にある「ものさし」という比喩的表現は、「本書」の第2章で述べられている「科学的な犯罪研究のための第一歩」の説明において、二段階構成をとる「第一歩」の第二段階を説明する際にも共通して用いられている。この二段階構成とは、「科学的な犯罪研究のための第一歩である犯罪の概念的定義 (conceptual definition) と操作的定義 (operational definition) …」<sup>5)</sup> という二つの定義を規定することから成り立つ。ここで、「概念的定義」とは例示的に説明されていて「研究対象となっている殺人の意味を説明した概念」<sup>6)</sup> の定義ということである。引き続いて「操作的定義」とは、「概念的に定義したものを測定可能なもの (実体のある操作可能なもの) とする手段・手続によって定義すること」<sup>7)</sup>、また「研究対象である概念を何らかのものさしを使って測定し、数値化すること」<sup>8)</sup> である。このような第2章で述べられている「科学的な犯罪研究のための第一歩」の第二段階である「操作的定義」と、「はしがき」にある「犯罪を測定する方法」としての「犯罪統計」とは、「ものさし」という比喩が共通に使用されていることから、同義と考えられる。こうした国語的な文章解釈には、「本書」の第3章で「では、どの犯罪統計 (操作的定義) が最も優れているのだろうか。」<sup>9)</sup> という表記があることから、妥当性がある。

次に、「基本データ」という意味での「犯罪統計」の内容をみていこう。「基本データ」とは、先に見た「科学的な犯罪研究のための第一歩」の第二段階である「操作的定義」の運用によりもたらされた測定値のことであると解釈される。というのは「犯罪を研究する上での基本データである犯罪統計」と述べた後に続いて、「犯罪統計は、新聞等のマスコミでもしばしば引用され、犯罪や非行に関する研究論文などでも頻ぱんに引用されてきたにもかかわらず、その数字の持つ意味については十分な検討が加えられてこなかったのが現実である。」<sup>10)</sup> と述べている。そして、引用で述べられている「引用されてきた」数字 = 「基本データ」の存在形態は、上記の「操作的定義」に基づく測定値以外に考えられないからである。

<sup>3)</sup> 浜井前掲 p.iii。

<sup>4)</sup> 大屋 (1995) 「付論 統計学批判考一社会科学としての統計学一」参照。あるいは、大屋他編著 (1984) 第1章、第2章参照。

<sup>5)</sup> 浜井前掲 p.7。

<sup>6)</sup> 浜井前掲 p.7。

<sup>7)</sup> 浜井前掲 p.7。

<sup>8)</sup> 浜井前掲 p.8。

<sup>9)</sup> 浜井前掲 p.13。

<sup>10)</sup> 浜井前掲 pp.ii~iii。

以上をまとめると、「科学的な犯罪研究のための第一歩」においては、第一段階として「概念的定義」により研究対象が概念規定され、その概念が第二段階として「操作的定義」＝「犯罪を測定する方法」において測定可能とされる。そしてこうした「操作的定義」＝「犯罪を測定する方法」の運用によりもたらされた測定値が「基本データ」である。従って、この「第一歩」の第二段階である「操作的定義」＝「犯罪を測定する方法」により「基本データ」の指標的意味が直接に規定されるという因果関係が浮かび上がる。そしてこうした関係を「本書」が認識していることは、「基本データ」という意味での「犯罪統計」の情報内容を吟味するための基準概念である「妥当性」と「信頼性」が次節の表1に示すように「操作的定義」を検討対象とすることから、明白である。

上記のようにして、「本書」が「操作的定義」＝「犯罪を測定する方法」と「基本データ」の間に指標的な意味の規定について因果関係を認識することは、「基本データ」が犯罪研究で利用される時に、「データ」の指標的な意味を吟味することを必要とする意識<sup>11)</sup>を介して、「操作的定義」＝「犯罪を測定する方法」と「基本データ」の統一視をもたらしたと思われる。なぜなら、上記の因果関係にある「操作的定義」＝「犯罪を測定する方法」と「基本データ」とは、「基本データ」利用の前提としてその指標的意味を吟味するという観点においては、不可分の過程にあるからである。このような統一視が、「犯罪統計」という一つの用語において、「基本データ」と「操作的定義」＝「犯罪を測定する方法」という二つの意味を併せ持つ概念とすることを合理的としているのであろう。

これまでみてきた「本書」における二つの意味を併せ持つ「犯罪統計」の概念の下では、「本書」の意義と目的を次のように併記すること、すなわち、「本書は、『犯罪統計入門』というタイトルが示すとおり、犯罪を研究する上での基本データである犯罪統計について解説した基本書である。」<sup>12)</sup>という意義と、「本書の目的は、単に警察統計の収集手続やメカニズムを解説するだけではなく、それ以外の犯罪の測定方法を紹介することで、犯罪研究の様々なアプローチの方法を考え、科学的な犯罪研究の基礎を解説することにある。」<sup>13)</sup>という目的を併記することには整合性が伴う。なお、目的に関する引用文の後半部分は、これだけを読むと、測定方法の紹介が科学的犯罪研究の基礎を解説することと結び付けられているので、やや唐突な感がある。しかし「本書」では、先にみたように「測定方法」と「操作的定義」とは同義であるから、「測定方法」もまた「操作的定義」として「科学的な犯罪研究のための第一歩」<sup>14)</sup>の第二段階を構成する。従って「本書」では「測定方法」の紹介が犯罪研究アプローチの考察の端緒に他ならないということになる。

ここまでみてきた考え方に基づいて、「本書は、犯罪研究の方法、犯罪の測り方、犯罪統計の探し方の3部から構成されている。」<sup>15)</sup>

<sup>11)</sup> 浜井前掲 pp.ii～iiiでは、「本書」の意義を「犯罪を研究する上での基本データである犯罪統計について解説した基本書である。」と述べた後に、従来の犯罪統計文献に対して、犯罪統計の指標的内容の検討が不十分なことを叙述（注10に示した引用文を含む）する文脈であることから、「本書」が犯罪統計の指標的意味を吟味する必要性を強く意識していることを読みとることができる。

<sup>12)</sup> 浜井前掲 p.ii。

<sup>13)</sup> 浜井前掲 pp.iii～iv。

<sup>14)</sup> 浜井前掲 p.7。

<sup>15)</sup> 浜井前掲 p.iv。

## 2. 「妥当性」と「信頼性」の概念について

さて、「本書」が従来の統計学の教科書と対照して概念上の独自性を示す第二点は、犯罪統計資料の「妥当性」と「信頼性」である。これは、犯罪統計資料における犯罪現象の捕捉範囲を「犯罪を測定する方法」の理論的な契機と技術的な契機から評価するための基準概念である。「本書」によると、「妥当性の問題は、研究対象を定義どおり正しく測っているのかという問題であり」<sup>16)</sup>、「信頼性の問題」とは、「毎年同じ方法で統計が作られているかどうか」<sup>17)</sup>、その結果「測定結果は安定した精度を保っているか」<sup>18)</sup>ということである。これらの「本書」の概念とは別に、従来の統計学の教科書において、統計の信頼性と正確性という統計の真実性の評価に関する基準概念が表1に示すように説明されている。

「本書」と従来の統計学の教科書で説明されているそれぞれの概念は、字面は似ているものの、内容が異なる。そこで、「本書」で「妥当性」と「信頼性」のそれぞれの範疇に該当するとして述べられている事項、また、「本書」の叙述から演繹的に考えてそれぞれの範疇に該当すると思われる事項が、従来の統計学の教科書における真実性の評価に関する信頼性と正確性のいずれに該当するかを示す形で、両者の概念の対応関係を試論として表1に示しておく。

<sup>16)</sup> 浜井前掲 p.11。

<sup>17)</sup> 浜井前掲 p.11。

<sup>18)</sup> 浜井前掲 p.12。

表1 犯罪統計学における「妥当性」と「信頼性」の概念と、従来の統計学の教科書で説明されている信頼性と正確性の概念との対応

		大屋他編著(1984)の『統計学』で説明されている概念	
		統計の信頼性 「調査の企画・準備段階(統計調査の『理論的過程』と総称される)でなされる統計調査の四要件の定義, 内訳項目の編成方法(分類基準), 等で採用された調査主体の考え方や社会認識上の理論が利用者側からみて容認できぬ場合, 利用の立場からみて真実の歪曲, 巧妙なすりかえといった批判点をよびおこす。」このような観点から問題とされる統計の性質。(大屋他前掲, p.84)	統計の正確性 「統計調査の実査や集計の諸段階(統計調査の『技術的過程』と総称される)で生じる誤まりは, ふつう『統計誤差』とよばれるものであり, たとえば調査単位の数え洩れ, 実査や集計のさいの技術的ミス, 等がこれにあたる。このような技術的過程において発生する統計誤差によって制約される統計の性質を統計の『正確性』という。」(大屋他前掲, p.84)
「本 書 の 概 念	「妥当性」  研究対象を定義通り正しく測っているのかという問題	概念的定義にたいする操作的定義の意味的な対応関係。(浜井前掲p.11)	「回答者が質問の意味を正確に理解して正しく回答しているのかどうか」(浜井前掲p.161)
		「質問文がターゲットとなっている対象をカバーしているのか」(浜井前掲p.161)	
	「信頼性」  測定結果は安定した精度を保っているか	暗数: 概念的定義に該当する事象のうち, 操作的定義の「届出受理件数」という「大きな特徴」により, 統計の上で捕捉されなかったものの総数。(浜井前掲p.15)	左記とは異なり, 統計作成者も統計利用者と同様にして認知件数を犯罪発生指標としているのなら従来の統計学の教科書における正確性の問題として扱われる。
		<p style="text-align: center;">↓</p> 認知件数を, 統計利用者が犯罪発生指標とするが, 統計作成者が捜査当局の活動記録の指標としているのなら, 従来の統計学の教科書においては信頼性の問題に包摂される。	<p style="text-align: center;">↓</p> 「…犯罪被害調査にも, 回答者の記憶違い, 誤解, 否認, 意識的な嘘といった暗数が発生する。」(浜井前掲p.161)
「信頼性」  測定結果は安定した精度を保っているか	「本書」には, この欄に該当する事項に関する直接的な叙述はない。	集計プロセスの技術的運用形態の変更(認知件数処理のコンピュータ化, 認知票の作成手続きの変化)によるもの(浜井前掲p.11)	
	<p style="text-align: center;">↓</p> ある単年次の統計において, 新しい法律等の施行により新たに犯罪として認められることとなった種類の事件が, その前年の統計では, 法的規定の不在ゆえに犯罪として認知されない事態により兩年の統計の間に齟齬を生じる。この場合は, 認知件数の時系列における信頼性の問題として捉えられる。	<p style="text-align: center;">↓</p> 「…サンプルが母集団を代表したものであるのかどうか…」(浜井前掲p.161)	
		規範意識の歴史的变化による事件認否の社会的変化がもたらす「統計の不安定さ」(浜井前掲pp.11~12)から演繹される, 信頼性・正確性に該当する事項。	
		<p style="text-align: center;">↓</p> 新しい法律の施行後のしばらくの間は, 当局における法的趣旨の徹底の濃淡により, 当該事件の犯罪としての認否に濃淡を生じる。この場合は, 認知件数の時系列における正確性の問題として捉えられる。	

## 参考文献

浜井浩一編著（2013）『犯罪統計入門 第2版 —犯罪を科学する方法』，日本評論社。

大屋祐雪（1995）『統計情報論』九州大学出版会。

大屋祐雪・野村良樹・広田純・是永純弘編著（1984）『統計学』，産業統計研究社。